

公益社団法人木更津法人会 個人情報取扱規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人木更津法人会（以下、「本会」という。）が「個人情報保護に関する法律」（以下「法」という。）、「個人情報の保護に関する施行令」（以下「政令」という。）、及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、本会事務局役員及び職員（以下「役職員」という。）が個人情報及び個人データを安全かつ適切に取扱うための基本事項を定めたものである。

(定義)

第 2 条 この規程及びこの規程に基づいて策定される規則等において使用する用語については、次のとおりとし、本条に記載のない用語については特段の定めのない限り、法、政令、ガイドラインの定めるところによるものとする。

(1) 個人情報

「個人情報」とは生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

① 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて評された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

② 個人識別符号が含まれるもの

(2) 要配慮個人情報

「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

(3) 個人情報データベース等

「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合で、次に掲げるものをいう。

① 特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したもの

② 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの

(4) 個人データ

「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(5) 本人

「本人」とは、当該個人情報によって識別される、又は識別され得る、生存する特定の個人をいう。

(6) 役職員等

「役職員等」とは、本会に所属するすべての理事、監事、委員及び職員をいう。

(7) 個人情報管理責任者

「個人情報管理責任者」とは、個人情報保護の運用に関する責任と権限を有する者をいう。

(適用範囲)

- 第 3 条 この規程は、すべての役職員等に適用する。また、退任・退職後においても在任又は在籍中に取得・アクセスした個人情報については、この規程に従うものとする。
- 2 前項の役職員等に非該当でも、本会の事業について委嘱又は依頼を受けた者が、本会の業務に従事する場合には、当該従事者は、この規程を遵守しなければならない。
 - 3 前項の従事者を管理する立場にある者は、当該従事者に対し、この規程の遵守を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報管理責任者)

- 第 4 条 第2条(7)に基づき、本会においては、事務局長【専務理事】を個人情報管理責任者とする。
- 2 個人情報管理責任者は、本会で取り扱う個人データについて、この規程に定める諸事項を実施・徹底するため、個人情報保護のための細則を必要に応じて策定しなければならない。
 - 3 個人情報管理責任者は、この規程等の適正な実施及び運用を図り、個人データが外部に漏洩したり、不正に使用されたり、あるいは改竄されたりすること等がないように管理する責を負う。

(利用目的)

- 第 5 条 個人情報を取扱うに当たっては、事前にその利用目的を明確に定めるものとする。
- 2 前項の利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。
 - 3 前項に基づき利用目的を変更した場合は、変更された利用目的につき、本人に通知し、又は公表しなければならない。

(利用目的による制限)

- 第 6 条 あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。
- 2 前項の規定は、法第16条第3項各号に定める場合については適用しない。

(個人情報の取得)

- 第 7 条 個人情報の取得は、適法かつ公正な方法によって行い、偽りその他不正な手段によって取得してはならない。
- 2 法第 17 条第 2 項に定める場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

(利用目的の通知)

- 第 8 条 本会が個人情報を取得する場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に書面等により通知または公表するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、本人から直接書面（電子的方式、電磁的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項について同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合には、あらかじめ、本人（本人が未成年者の場合はその保護者。以下「本人等」という。）に対し、次に掲げる事項又はそれと同等以上の内容の事項を明示するものとする。
 - (1) 本会の名称及び連絡先
 - (2) 個人情報の利用目的
 - 3 前 2 項の規定は、利用目的を本人に通知または公表することにより、本人または第三者の権利利益を害する恐れがある場合、及び、国の機関または地方公共団体の法令の定める事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合は適用しない。

(個人情報の正確性確保)

- 第 9 条 本会は、利用目的達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう管理運営しなければならない。

(個人情報等の消去・廃棄)

- 第 10 条 保有する必要がなくなった個人データについては、直ちに消去・破棄しなければならない。
- 2 個人情報管理責任者は、個人データの消去・破棄を行うに当たり、消去・廃棄の日、消去・廃棄した個人データの内容及び消去・廃棄の方法を書面に記録し、これを本会の「事務処理規程」に定める期間、保存しなければならない。

(安全管理)

- 第 11 条 個人情報管理責任者は、個人データの安全管理のため、個人データの不正アクセス、漏洩、滅失又は毀損防止に努めるものとする。
- 2 個人情報管理責任者は、必要に応じて個人データの安全管理のため、必要かつ適正な、組織的・人的・物理的・技術的な面からの各種措置を定めるものとし、当該個人データを取り扱う役職員等に遵守させなければならない。
 - 3 特段の定めのある場合を除き、本会の「個人番号及び特定個人情報取扱規程」に定められる安全管理措置（同規程第 2 章）は、個人データの安全管理措置に

準用するものとする（明らかに特定個人情報にのみ適用される措置を除く）。
この場合同規程における「特定個人情報」は「個人情報」に「特定個人情報ファイル」は「個人情報データベース等」にそれぞれ読み替えるものとする。

（役職員等の監督）

第12条 個人情報管理責任者は、個人データの安全管理が図られるよう、個人データを扱う役職員等に対して必要かつ適切な指導・監督を定期的に行わなければならない。

（個人情報の提供）

第13条 法令で定める場合を除き、個人データは第三者に提供してはならない。

2 前項の定めにかかわらず、本会の業務を遂行するために当該業務等の一部又は全部を第三者に委託する必要がある場合には、次に掲げる条件を満たす業務委託先に限り、本人等が事前承諾した利用目的の範囲内において個人データを当該業務委託先に対して提供できるものとする。

- (1) 社会通念上相当な事業活動を営む者であること
- (2) 個人情報の保護に関し、この規程と同等以上の規程を有し、かつ、その適正な運用及び実施がなされている者であること
- (3) 本会との間に、適正な内容の個人情報の保護に関する定めを書面で締結し、これを遵守することが見込まれる者であること

3 前項の業務委託を行う場合は、事前に個人情報管理責任者による承諾を得なければならない。

4 本条第2項の定めに従い、個人データを取り扱う業務を第三者に委託した場合には、本会が当該業務委託先に課した個人データの適切な管理義務が、確実に遵守されるよう適時、監督・確認・指導するものとする。

（第三者提供を受ける際の確認及び記録）

第14条 本会は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則の定めに従い次の事項の確認を行う

- (1) 当該第三者の氏名又は名称、住所
- (2) 当該第三者が法人等の場合は代表者・管理者名
- (3) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2 本会は、前項の確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則の定めに従い、当該個人データの提供を受けた年月日・当該確認に係る事項その他の事項につき記録を作成しなければならない。

（通報及び調査義務等）

第15条 役職員等は、個人情報が外部に漏洩していることを知った場合又はそのおそれがあると気づいた場合には、直ちに個人情報管理責任者に通報しなければならない。

2 個人情報管理責任者は、個人情報の外部への漏洩について役職員等から通報を受けた場合には、直ちに事実関係を調査しなければならない。

(報告及び対策)

第16条 個人情報管理責任者は、前条に基づく事実関係の調査の結果、個人情報外部に漏洩していることを確認した場合には、直ちに次の各号に掲げる事項を関係機関に報告しなければならない。

- (1) 漏洩した情報の範囲
- (2) 漏洩先
- (3) 漏洩した日時
- (4) その他調査で判明した事実

2 個人情報管理責任者は、関係機関とも相談の上、当該漏洩についての具体的対応及び対策を講じるとともに、再発防止策を策定しなければならない。

(開示)

第17条 本人から本会对し、当該本人が識別される保有個人データについて開示を請求された場合は、本人に対し、遅滞なく政令で定められる方法により当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、法第28条第2項各号のいずれかに該当する場合は、その全部または一部を開示しないことができる。

2 前項の請求に係る保有個人データの全部又は一部について、開示しない旨の決定をしたとき、又は当該保有個人データが存在しないときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(訂正等)

第18条 本人から本会对し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないとして、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を請求された場合は、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、遅滞なく必要な調査確認等を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

2 前項の規定により保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

(利用停止等)

第19条 本人から本会对し、当該本人が識別される保有個人データが、利用目的の制限、取得の制限、または第三者提供の制限に違反しているという理由によって、その利用の停止、消去または第三者への提供の停止（以下この条において「利用停止等」という。）を請求された場合は、遅滞なく必要な調査確認等を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。

ただし、利用停止等を行うことが困難な場合で、これに代わるべき措置をとるときはこの限りでない。

- 2 前項の規定により保有個人データの内容の全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき、又は利用停止等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(苦情の処理)

第20条 事務取扱責任者は、個人情報等の取扱い並びに個人情報等の管理体制に関して、本人からの苦情及び相談を受け付けて対応する窓口を常設し、当該窓口の連絡先を本人に通知する。

(改 廃)

第21条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和2年9月17日の理事会で承認され
令和3年4月1日より施行する。